□案件概要

建築基準法第51条ただし書の規定による許可をするに当たり、その敷地の位置について府都市計画審議会に付議するものである。

施設名称	位置	敷地面積	備考
産業廃棄物処理 施設	京田辺市甘南備 台2丁目10番 の一部、14番、 14番4	約2,003㎡	[処理施設の処理能力] 破砕施設(新設) ・がれき類 1,000 t/日

口理由

京田辺市の工業専用地域内において、がれき類の破砕を行う産業廃棄物処理施設を新設するに当たり、建築基準法第51条ただし書の規定により許可をしようとするものである。

□位置図

